

新版・技能検定学科試験問題解説集 NO. 19

めっき・ダイカスト

① 関連する JIS の変更により、79 ページの【問 2】(以下) を削除いたします。

●79 ページ

【問 2】 日本工業規格 (JIS) によれば、「電気亜鉛めっき」の 2 級以上の有色クロメート皮膜における中性塩水噴霧試験の噴霧時間は、連続 48 時間と定められている。

〔解答と解説〕————— ○

クロメート皮膜の耐食性試験は、JIS H 8502 : 1999「めっきの耐食試験方法」に規定する中性塩水噴霧試験方法によって行い、試験時間は連続 48 時間である。

② 「電気関係報告規則」第 3 条の改正により、140~141 ページの【問 62】を以下のように訂正いたします。

●140~141 ページ

【問 62】〔解答〕 (改正前) ニ → (改正後) ハ

〔解説〕 (改正後) 赤字のように修正する

「二 電気火災事故 (工作物にあつては、その半焼以上の場合に限る。~~ただし、前号及び次号から第五号までに掲げるものを除く。~~)」

そして、この報告は第 2 項で次のように規定されている。

「2 前項の規定による報告は、事故の発生を知った時から~~四十八~~ 二十四時間以内可能な限り速やかに事故の発生の日時及び場所、事故が発生した電気工作物並びに事故の概要について、電話等の方法により行うとともに、事故の発生を知った日から起算して三十日以内に様式第~~十二~~ 十三の報告書を提出して行わなければならない。ただし、前項の表第四号~~イ ハ~~ 若しくは~~ハ~~若しくは第五号~~イ~~若しくは~~第十一号~~に掲げるもの、又は同表第四 七号~~ト~~若しくは~~手~~若しくは第五号~~ロ~~若しくは~~ハ~~ から第十二号に掲げるもののうち当該事故の原因が自然現象であるものについては、同様式~~第十二~~の報告書の提出を要しない。」

とあり、~~48~~ 24時間以内と規定されている。